

第8回うつくしま YOSAKOI まつり in 會津出店取扱要領

(出店コマ数は40コマとなります)

1. 出店資格

- ① 会津地区商工会の会員、又は会津若松商工会議所会員、会津喜多方商工会議所会員であり商工会等の証明を得られること。
- ② 暴力団関係者以外であること。(出店従事者についても同様とする)
- ③ 名義貸しをしないと確約できる者。
- ④ 公序良俗に反する出店は認めない。

2. 出店場所と出店時間等

- ① 場 所 会津村
- ② 時 間 (予定)

9月 13日 (土)	午前11時 ~ 午後 8時30分
14日 (日)	午前10時 ~ 午後 8時30分

- ③ 商品等搬入は出店時間前に終了すること。

3. 出店申し込み

- ① 申し込みできるコマ数(張数)は、最大1コマまでとする。
- ② 出店申込書(別紙)により所属商工会等に8月8日(金)まで申し込む事。

4. 出店許可及び審査

- ① 出店資格審査を行い、会津若松警察署長と協議の上、許可・不許可を決定する。

5. 許可の順位

- ① 第1に、会津地区商工会の商工会員、又は会津若松商工会議所会員、会津喜多方商工会議所会員であること。
- ② 上記の条件にて募集しても集まらない場合は、実行委員会事業部会で認めた者も許可する。
- ③ 募集多数の場合は実行委員会事業部会にて26商工会地区と2会議所地区とのバランスを考慮し、出店者を決定する。

6. 出店条件

- ① 出店者は、他の出店者及び町民とのトラブルをおこしてはならない。
- ② 出店者は、申込書の記載内容と異なる行為及び虚偽の申込みをしてはならない。
- ③ 出店者は、テント内で使用するテーブル、イス等を準備するものとする。
- ④ 出店用テントは、実行委員会で準備する(3m×3m)。
- ⑤ 食品販売については、地産地消を目的とするため地元産の物を極力使用し、表示すること。
- ⑥ 2日間出店とする。

7. 出店料及び諸手続きについて

- ① 出店料は20,000円とする。
(テント1張2日間の料金)
- ② 上記の出店料は、出店許可通知があつてから、保健所に来ていただき説明願う「出店者説明会」時に持参するか、9月1日(月)までに実行委員会が指定する口座へ振込みするものとする。

③ 特殊事情を除き、出店料の払い戻しは行わない。

8. 出店説明会の日程

8月28日(木) 午後2:00~4:00

現地視察もかねて会場の会津村にて行います。

※午後2時まで会津村駐車場へお集り下さい。

9. 出店許可の取消し

- ① 出店許可の条件に違反した場合は、ただちに許可を取消し、出店を中止させる。
- ② 名義の貸し借りが判明した場合は、ただちに許可を取消し、出店を中止させる。
- ③ その他、実行委員会が不適当と認めた場合も同様とする。
- ④ 取り消しされた場合の出店料は返還しない。

10. 出店位置(場所)

- ① 出店位置は、出店説明会時に決定いたします。

11. 出店用テントの使用方法

- ① 降雨、強風等におけるテントの管理に万全を期すこと。
- ② テント内の夜間照明は、実行委員会にて設置いたしますが、電源コードを利用するなどの場合は各自にて静音タイプの発電機等にて対応願います。
- ③ 自分だけとは他店に迷惑をかける店は、出店許可を取り消すとともに出店料の払い戻しはいたしません。
- ④ テントの破損等については出店者に責任をもって弁償していただきます。

12. 保健所への提出書類について

- ① 食品を取り扱う出店者は、「短期食品提供届」を提出することになりますので、出店者説明会(8月下旬予定)時にお渡しいたします。
- ② 食品提供の詳細については別紙「臨時食品提供を行う方へ」をご参照下さい。
- ③ 保健所への申請手続は出店者説明会(8月下旬予定)時に合わせて行います。

◇問合せ先◇

会津保健福祉事務所 会津保健所 生活衛生部 衛生推進課 食品衛生チーム
〒965-0873
会津若松市追手町7-40
TEL 0242-29-5517
FAX 0242-29-5513

13. その他

- ① ゴミの処理は、出店者が責任をもって処分して下さい。
- ② 両日出店終了後、午後9時までに実行委員会指示のもと出店場所近辺の清掃を終了すること。
- ③ 清掃用具持参のこと。
- ④ 油等で会場を汚した場合は責任をもって清掃すること。
- ⑤ 会場内の水路等にごみ・残飯等を流さないこと。
- ⑥ 取扱商品等が同一種目の場合、実行委員会で調整させて頂く場合があります。
- ⑦ 多数の来場人数が予測されますので、なるべく食品関連での出店をお願い致します。
なお、ラーメン、そば等麺類については、排水処理設備の関係から出店が出来ないこともありますので、直接に上記保健所へお問い合わせ願います。